

## 株式会社 Hyperion Tokyo との 「浜松いわた信用金庫ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約締結について

浜松いわた信用金庫（理事長 高柳 裕久、以下「当金庫」）では、SDGs への取組み及び持続可能な社会への貢献を実現するため株式会社 Hyperion Tokyo 様と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下 PIF）の契約を締結しましたので下記のとおり、お知らせいたします。

### 企業概要

株式会社 Hyperion Tokyo 様の取組みについての詳細は、「評価書」をご参照ください

事業者名	株式会社 Hyperion Tokyo
所在地	東京都千代田区丸の内 2-2-1（事業所：掛川市下垂木 3959-2）
業種	再生可能エネルギーコンサルティング業

### 実施内容

契約日	2024年9月30日
融資金額	100,000,000円
資金使途	運転資金

同社におけるインパクトを、以下のとおり評価しました。（詳細は別添の「評価書」をご参照ください）

社会	・従業員の増加 ・週休三日制の一部導入による労働日数の削減	  
社会経済	・日本・ベトナム両国の経済交流の促進	
社会経済 ・ 自然環境	・太陽光発電設備の設置促進	  
自然環境	・太陽光発電パネルのリサイクル推進	 

「PIF」は、企業活動において環境・社会・経済に及ぼすポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減を包括的に分析・評価することで、資金供給と当該活動の継続的な支援を目的とする融資商品です。

事業者様の企業活動そのものが SDGs や ESG 等に与えるポジティブ及びネガティブなインパクトを当金庫および（一財）しんきん経済研究所が（株）日本格付研究所の協力を得ながら評価を実施します。

また、事業者へのインパクト評価で特定された KPI について、進捗状況、適切に回避・低減されているか融資期間中におけるモニタリングを実施します。

浜松いわた信用金庫は、お客様の SDGs・ESG 経営に向けたソリューションの提供や対話を行い、長期に亘る信頼関係構築と持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいります。

以上

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社 Hyperion Tokyo

2024年9月30日  
一般財団法人 しんきん経済研究所

# 目次

<要約> .....	1
<b>1. 企業概要</b> .....	2
1-1 事業概況 .....	3
1-2 経営理念・経営方針、体制 .....	5
1-3 業界動向 .....	7
1-4 地域課題との関連 .....	9
<b>2. サステナビリティ活動</b> .....	10
2-1 社会面での活動 .....	10
2-2 社会経済面での活動 .....	11
2-3 社会経済・自然環境面での活動 .....	12
2-4 自然環境面での活動 .....	12
<b>3. 包括的分析</b> .....	14
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析 .....	14
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定 .....	14
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性 .....	14
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法 .....	14
<b>4. KPI の設定</b> .....	16
4-1 社会面 .....	16
4-2 社会経済面 .....	18
4-3 社会経済・自然環境面 .....	19
4-4 自然環境面 .....	20
<b>5. マネジメント体制</b> .....	21
<b>6. モニタリングの頻度と方法</b> .....	21

## <要約>

株式会社Hyperion Tokyoは、2019年6月に設立された、太陽光を主とする再生可能エネルギー発電設備の設置及びそのコンサルティングを事業目的とした企業である。

設立以来、5年余りで設置した太陽光発電設備の総発電容量は9.5Mwhを超えており、近年では売電を目的とした発電施設の建設から、通信会社等の一般事業会社の電源確保を目的とした施設の企画・建設に主力を移している。これはエネルギー確保の多様性やCO<sub>2</sub>排出量の削減の動きに対応して、国民生活に不可欠なインフラの自家電源の確保に貢献する事業である。

また、太陽光発電設備の設置には、2024年時点でリサイクルが容易であるシリコン系太陽光発電パネルを採用するなど、いずれ耐用年数を迎える設備の処理についてまで配慮した建設を進めている。さらに、資源の効率性を向上させるため、リサイクル技術を保有する海外企業の誘致にも取り組んでおり、将来にわたって自然環境に負荷の少ない事業スタイルを確立しようとしている。

今後、産業用電力として太陽光発電はさらに需要が高まってくるものと予想され、株式会社Hyperion Tokyoのさらなる活躍が期待される。

### 今回実施の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	100,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	3年間

## 1. 企業概要

企業名	株式会社 Hyperion Tokyo		
所在地	東京都千代田区丸の内 2-2-1		
事業所（支店）	静岡県掛川市下垂木3959-2		
従業員数	4名（2024年4月）		
資本金	500万円		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーコンサルティング</li> <li>・建築一式工事</li> <li>・電気工事業</li> <li>・不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理</li> <li>・海外コンサルティング業</li> <li>・職業安定法に基づく有料職業紹介事業</li> <li>・映像、音楽、出版等の著作権その他の知的財産権の売買、管理、使用許諾及び運営</li> <li>・損害保険の代理業</li> </ul>		
許認可・登録・特許・認証等	許認可等	許認可者	許認可番号等
	一般建設業 電気工事業 宅地建物取引業 有料人材紹介業 古物商	国土交通大臣許可 経済産業省大臣届出 東京都知事許可 厚生労働大臣許可 東京都公安委員会許可	(般-3)第28137号 第2021013号 (1)第105046号 13-ユ-311961 第301012115281号
主要取引先	au リニューアルブルエナジー 一般施工主		
関連企業	企業名	所在地	事業内容
	株式会社クロノス	静岡県掛川市下垂木 3959-2	農産物の生産、管理・加工及び販売、農地利用に関するコンサルティング事業
	合同会社ハーリオス 合同会社セレーネー 合同会社ハスペロス 合同会社エーオース 合同会社アストライオス	東京都千代田区丸の内 2-2-1	太陽光発電の企画、施工、運営、管理および電力供給事業
	合同会社ポースポロス	静岡県掛川市下垂木 3959-2	

	株式会社 Hyperion Tokyo Agent	東京都千代田区丸 の内 2-2-1	労働者派遣事 業、経営コンサ ルティング事業
沿革	2019年6月  2019年9月  2020年9月 2020年10月	東京都千代田区にて株式会社 Hyperion Tokyo を 設立。 東京都千代田区にて合同会社ヘーリオス、合同 会社セレーナー、合同会社ハスペロス、合同会 社エーオース、合同会社アストライオスを設 立。静岡県掛川市にて合同会社ポースポロスを 設立。 静岡県掛川市にて株式会社クロノス設立。 静岡県掛川市に株式会社 Hyperion Tokyo の支店 を設置。	

## 1-1 事業概況

### (1) 事業概要

株式会社Hyperion Tokyo（以下、当社）は、2019年に代表者の鈴木勝彦氏によって設立された、太陽光を主とする再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電設備の設置及びそのコンサルティングを事業目的とした企業である。

合同会社ヘーリオス、合同会社セレーナー、合同会社ハスペロス、合同会社エーオース、合同会社アストライオス及び合同会社ポースポロ（以下、これら6社を総称してヘーリオス等とする）は自社で太陽光発電設備を保有し売電を事業とする法人であり、鈴木勝彦氏によっていずれも2019年に設立された。

株式会社クロノス（以下、クロノス）は、2020年に同じく鈴木勝彦氏によって、農地の立体的な活用を図るためのコンサルティングおよび農業を事業目的とした企業である。

これらの社の事業規模の合計は以下のとおりである。

	太陽光発電設置工事・ コンサルティング収入	太陽光発電売電収入	経常利益
2024年3月期	671	45	162

（金額単位：百万円）

鈴木氏は建設業に従事したキャリアを持ち、自身でも建築士の資格を保有するなど、建設業全般についての経験と知識を持っている。2013年からは、特に太陽光発電に関する事業に従事し、2018年にはベトナムにおいて大型の太陽光発電設備の設置を担った経験から、日本国内外で再エネ発電の一層の普及を促進する必要があると考え、当社を設立した。また、ベトナムでの勤務経験から、豊富で若い労働力の存在や親日的な国民性を実感しており、日本との経済交流の促進は両国でのメリットが大

きいと考え、日本企業のベトナムへの進出コンサルティングも事業領域としている。

ヘーリオス等は、当社の設立当初には、知名度もなく施工実績もないことから、当社の企画力・設計力・施工力などを示すための太陽光発電設備を設置することを企図して設立した。太陽光発電によって単独による事業継続が可能な収益設計で設立した企業であり、設立以来、順調に推移している。

また、当社の事業を展開していく過程で、各地に後継者難などが原因で荒廃した農地が散見されたことから、農地としての再生に加えて高い収益性をもって活用できる太陽光発電設備の併設を提案することを目的として、2020年にクロノスを設立した。クロノスは自らブルーベリー栽培の農園事業を開始するとともに、農地所有者に対して営農型太陽光発電<sup>1</sup>などの立体的な農地の活用を提案している（ブルーベリーはまだ、摘採期に至っていないため農業売上はゼロである）。なお、営農型太陽光発電を導入することは「太陽エネルギーを農業と発電でシェア」する意味から「ソーラー・シェアリング」と呼称している。

これらの事業を遂行するために、一般建設業・電気工事業・宅地建物取引業等の許認可を取得・届け出しているが、当社では現場の工事は外部の建設業者へ発注している。よって当社の主要な事業領域は、施工主に対する計画提案や立地の選定、土地利用に関する諸問題の処理、地域住民への説明活動など、高品質なコンサルティングや企画、調整、および遂行管理にかかる業務にあると考える。

## (2) 業務プロセス

太陽光発電設備の設置事業に関する業務プロセスは、発注者の建設目的などによって、若干の相違はある。現在の主力である携帯電話会社の基地局やデータセンター等の自主電源確保や企業の脱炭素化の動きに対応した受注形態での業務プロセスは概ね、下記のようになっている。

### ①受注

発注元企業から、建設地点の提示と予算・期間・発電規模の提示を受ける。

### ②調査

提示内容について、検討する。案件によっては現地調査などを実施して条件が折り合えば建設工事契約の締結し、折り合えない場合は建設計画の変更等を提案する。

### ③電力会社との調整

電力会社への接続の検討を依頼・申請し、連系可能時期及び連系費用を発注元企業へ通知する。

### ④建設地の確保

建設予定地の選定と地主との売買あるいは借地契約について交渉を行う。必要な場合は建設に関する地元説明会等を実施する。

### ⑤建設工事の準備

④と並行して、発電ユニットの発注および建設業者の選定を行う。工事の実施にかかる各種の許認可を申請する。

---

<sup>1</sup> 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組である。農地からの作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善（単位面積当たりの収益性の向上）が期待できる。（農林水産省 HP より）

⑥建設工事

法令や地元との合意事項を遵守して建設工事を進行する。

⑦工事完了

試験や工事個所の点検等を経て、電力会社との関係を準備する。

⑧連系

電力会社との連系の完了をもって、発電設備の設置業務は終了する。

1-2 経営理念・経営方針、体制

(1) 創業の理念と Vision・Mission

<創業の理念>

社名「Hyperion Tokyo」の Hyperion はギリシャ神話に登場する太陽神の名前である。太陽は毎日、東から昇って夕方西に沈み、エネルギーの根源として大地に恵をもたらす存在であり、自然の中で生きてゆく人々にとって、その生活に大きな影響を与える神として信仰されてきた。再エネの普及促進を事業の中心に据える当社としては、太陽のように「世界の人々になくてはならない存在でありたい。」という強い気持ちから命名したものである。

また、「Hyperion Tokyo」の Tokyo は世界で圧倒的なブランドネームである“Made in Tokyo” “Made in Japan” であることを標榜しており、その誇りをもって海外でのビジネス展開も力強く推し進めていきたいという思いを込めている。

当社では、「エネルギー×経済×環境×人の調和・共存・発展」をこれからも続いていく課題であると捉え、その解決を事業として取り組み、真に必要とされる太陽のような存在であり続けることを目標に、万里一空の努力を重ねたいと考えている。

<Vision：お客様と社会にもっと近く>

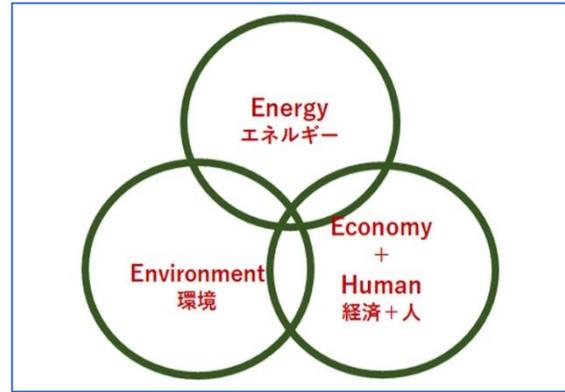
我々は、お客様や社会に目を背けない、逃げない、ごまかさない、とことん追求しあきらめない。そしてそれを圧倒的なスピードでやりきる。

当社は、顧客と社会の課題に向き合い、解決を先送りすることなく、根本的な課題の解決のためにスピード感を持った圧倒的な実行力を発揮することを企業の Vision としている。

<Mission：3E+H の調和・共存・発展とは何かを常に考え行動し、実現する>

「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」の言葉に 3E+H を当て嵌めて未来を創造し、実現する。おとぎ話で終わらせないために。

「3E+H」とは右のイメージ図にあるように、エネルギー・環境に経済的な合理性と人間性のバランスした行動を示す。株式会社という経済主体であっても、営利だけを求めるのではなく人間社会に必要な道徳観を失うことなく、環境に働きかけエネルギーの分野で社会に貢献していくことをMissionとしている。



(出所：当社 web サイト)

### 1-3 業界動向 (1) 市場動向

2021年8月にJETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）が公表したレポート<sup>2</sup>によると、世界の電力設備容量は、2020年と比較すると2030年にはほぼ2倍の規模となり、2050年には同じく4倍以上になると予測されている。今後、増加していく電力設備のうち再エネによる発電、特に太陽光と風力を電源とする発電設備は政策主導のインセンティブや発電コスト低減などにより、加速度的に導入が進むとみられるとしている。



また同レポートでは、太陽光発電は大規模設備にかかる投資コストが火力発電に近い水準にまで下がっている国があることも、導入加速の背景にあるとしている。すなわち、設備投資や運転・保守など発電にかかる各種コストをベースに算出される均等化発電原価（LCOE）をみると世界平均ベースでは、2012年の217ドル/MWh（メガワット時）から、2020年は57ドル/MWhへ、8年間で約4分の1に低下したとしている。さらに、今後30年のコストの低下ペースはこれまでよりは緩やかとなるものの、コストの低下は続くものとしている。



（以上、出所：JETRO web サイト）

<sup>2</sup> レポート：JETRO「特集 グリーン成長を巡る世界のビジネス動向コスト低減が世界の太陽光発電の導入を後押し」（2021年8月4日）

## (2) 日本市場 省エネ法の改正

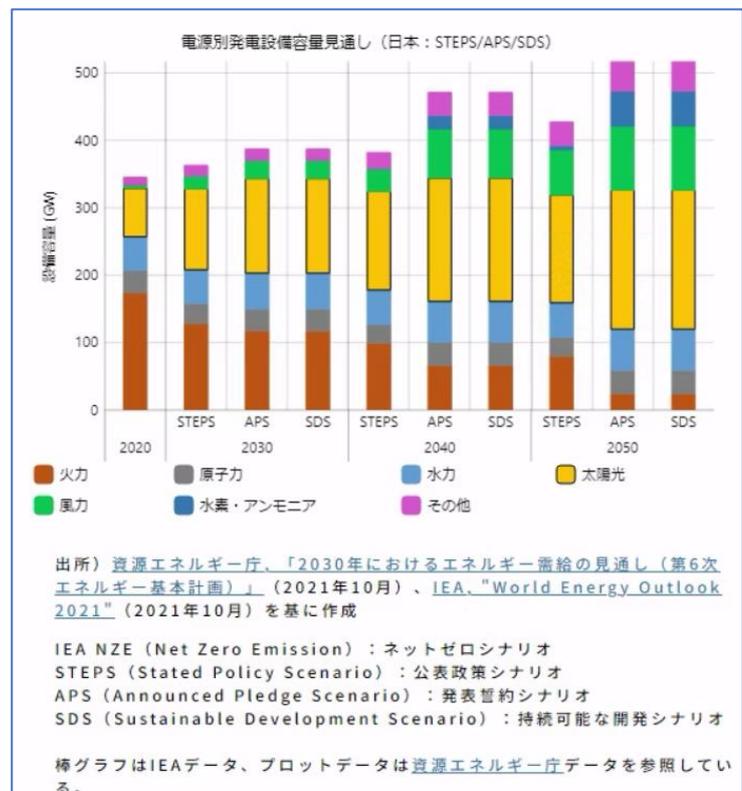
2023年3月に従前の省エネ法が大幅に改正され、法律名も「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(改正省エネ法)と変わり施行された。改正においては、省エネの取り組みを引き続き進めることに加えて、エネルギー需要に対しては化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を図ることを掲げている。

すなわち、①エネルギー使用の合理化の対象範囲を拡大し、②非化石エネルギーへの転換を促し③電気の需要の最適化を進めるものとなっている。これは、エネルギー源が化石エネルギーであっても再エネであっても使用量自体を抑制すること、自家消費型の再エネや水素などの非化石エネルギーの導入を拡大していくこと、再エネによる発電が増加した場合の電力の需給を調整できるようにすることが念頭に置かれている。

これらは、総エネルギー使用量の削減を一層進めたうえで、エネルギー源は再エネへの比重を高めていくことが前提となっているものと理解され、再エネによる発電が課題となっている。特に②非化石エネルギーへの転換については、原油換算で年間1,500kl以上を使用するセメント製造業・自動車製造業・鉄鋼業・化学工業(石油化学・ソーダ)・製紙業の5業種に対して、国が2030年度の定量目標の目安を設定しており、大手の事業者にとっては緊急性の高い経営課題である。

そして、2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、これらの目標設定がより多くの業種や規模の小さな事業所へも拡大されていくことも予想され、事業者の脱炭素化社会の実現に向けた取組の加速が求められている。NEDO(国立研究開発法人

新エネルギー・産業技術総合開発機構)が公開している発電設備の容量見通しでは、太陽光発電が最も有力な選択肢となっており、市場規模の拡大は続くものと思われる。



(出所: NEDO web サイト)

### (3) ベトナム市場

JEPIC（一般社団法人海外電力調査会）の「各国の電気事業（アジア）2023年更新版」によるとベトナムでは「ベトナムの2030年までの国家エネルギー開発の戦略的方向性」に基づいてエネルギー政策が策定されており、「第8次電力マスタープラン（PDP8）」での再エネによる発電設備の計画は以下の通りである。

単位：万kW

	2020年実績	2030年計画	2050年計画（最小）	2050年計画（最大）
陸上風力	NA	2,188.0	6,005.0	7,705.0
洋上風力	NA	600.0	7,000.0	9,150.0
太陽光	NA	1,283.6	16,859.4	18,929.4
バイオマス	NA	227.0	601.5	601.5
再エネによる電源合計①	2,202.2	4,298.6	30,465.9	36,385.9
他の電源②	5,868.2	10,750.3	17,456.1	22,057.0
総合計（①+②）	8,070.4	15,048.9	47,922.0	58,442.9

（出所：JEPICのwebサイトから当研究所が作成）

ベトナムでは水力発電に依存した電源構成となっており、降雨の状況によっては2020年には電力不足に陥るなど、不安定な状態である一方で2050年までに火力発電を全廃する計画としている。2020年当時の電源構成は不明であるが、今後は再エネによる発電、とりわけ太陽光発電が主な電源になっていく見通しであり、ベトナムにおいても市場は拡大していくものと思われる。

#### 1-4 地域課題との関連

クロノスの活動では、後継者不足という全国的にみられる農業の状況に対して、作物を栽培することによって得られる収入に加えて、ソーラー・シェアリングを併用することで限られた敷地面積からの収益を大きくし、営農者の収入を増加させることを目的としている。

当社の支店がある静岡県において栽培が盛んな茶においても、すでに収量や品質に関する実証が行われおり、条件次第では従来の露地型栽培と変わらないことが示されている。

このように、農業従事者が経済的なメリットを享受できれば、新しい農業の担い手の創出の一助となり、農地の荒廃に伴う食料生産力の低下などの深刻な事態を回避できるものと考えられる。

（出所：農林水産省「ソーラー・シェアリングについて令和6年4月」から抜粋）

**静岡県における  
2 茶、ブルーベリー、キウイフルーツの実証概要**

静岡県において、特産品である茶等について、圃地の上空への太陽電池の設置が、育成環境にもたらす影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。



設備概要	
設置場所	島田市
発電出力	22 kW
支柱間隔	3 m
品種	かなやみどり

施設面積	4.6 a
遮光率	50 %
高さ	2.8 m

- 50%程度の遮光でも、収量や品質に影響がないとの結果
- 発電設備下では、一番茶の新芽の生育が早い傾向
- 発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、凍霜害の発生が抑えられる傾向

表 茶の新芽の生育状況

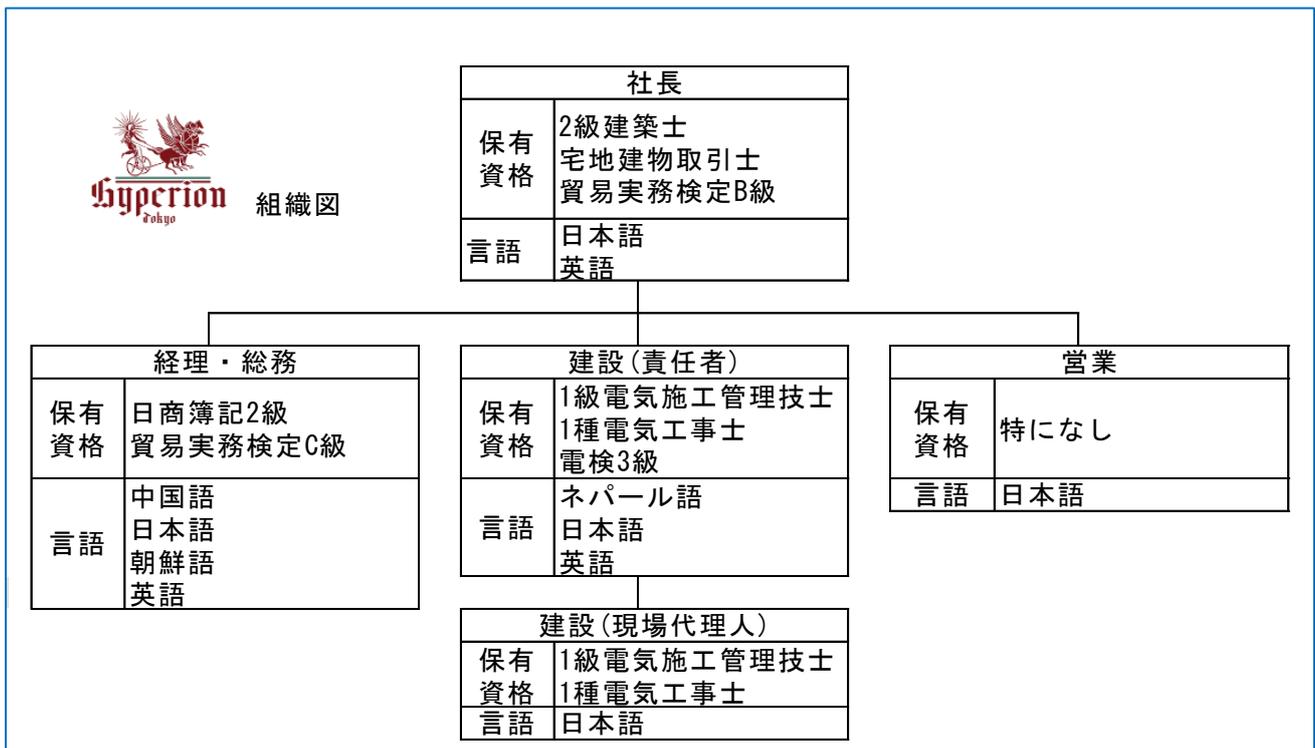
試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

## 2. サステナビリティ活動

### 2-1 社会面での活動

#### (1) インクルーシブな組織運営

当社は設立からの経過年数が短く従業員数は少ないが、国籍、人種、年齢、性別などに関係なく、それぞれの社員が自己の能力を発揮するために共生していく組織を目指しており、現在の全社員のうち半分は外国にルーツをもつ社員である。また、日本国内の太陽光発電設備の建設には、日本の公的資格およびスキルが求められるが、それらの取得費用は当社が全額を負担している。



(出所：当社提供資料を基に当研究所が作成)

社員の様々な背景から、勤務形態は原則としてフレックスタイム制を採用している。事務系の業務はテレワークでの勤務を可能としており、働きやすい時間帯や方法での勤務を選択できるようにしている。また、1名は年齢が70歳を越えているなど、業務が遂行できる健康状態であれば、75歳まで勤務することができるように定めている。このように多様な勤務が可能であり、年次有給休暇の取得日数は2023年の実績で平均14日となっている。また、法定の健康診断の受診率は100%であり、そのほかに脳ドッグを含む人間ドッグの受診費用は年1回15万円を限度に当社が負担している。

しかし、これらの取組は社員の現況や当社の戦略上、種々の課題が生じたときに対応してきたものであり、体系的な規定整備は途上である。東南アジアでの事業展開を見据えて、今後も多様な人材を雇用していく計画であり、法令を遵守することは当然として、雇用や労働者保護に関してはインクルーシブ（さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないこと）な組織としての成長を目指している。

そこで、働きながら育児や介護などにも対応しやすい勤務体制の確立を目指すために業務の見直しを進めており、限定的ながら2026年度から毎月1回の週休三日制の導入を目指している。

## 2-2 社会経済面での活動

### (1) QCDに優れた施設建設

太陽光発電設備では、採用する太陽光発電パネルのスペックと面積で発電容量が概ね決定される。当社では進歩が著しい太陽光発電パネルについて、最大の産出国である中国から直接、最新の情報を得るなどして、設置場所や設置者の目的に最も適したものを選択することで、発電設備のクオリティ（Quality）の向上を図っている。これは同時に建設コスト（Cost）の低減にも貢献する。

加えて、当社では設置者の意思決定から発電開始までの期間短縮に努めている。一例としては、立地が決定すれば法令チェックから電力申請までの手続きを1週間以内に完了できるようにしている。この業務は、一般的には短くても1~2か月を要するといわれるのに対して、一連の業務を効率的に完了できる一貫した様式（フォーマット）を独自で作成・活用していることから期間（Delivery）短縮が実現できているのである。

さらに、主要顧客からは、発電サイトの質感（Quality）（細部にわたる施工の丁寧さ、周囲環境との違和感が少ないなど）が高いという評価も得ている。



山口県で施工した太陽光発電設備  
（周辺自然環境に配慮した点が評価された）  
（出典：当社提供資料）

### (2) 農家の収入増加と後継者対策

ソーラー・シェアリングは農業事業者の後継者対策や収益改善に有効な策であると考えている。摘採期には至っていないものの、クロノスでも創業からブルーベリーの栽培を開始しており、太陽光発電で生み出した電力は売電している。これにより、収穫期以外でも定期収入を得られ、生育期間の電気料も発生しない仕組みとなっている。

### (3) 日本・ベトナム両国の民間経済交流の促進

ベトナムは東南アジアの各国の中でも、人口規模が大きく若い世代も多いこと、また地下資源・天然資源にも恵まれていることから今後の成長が見込まれる国であるが、急速な経済発展の中ではいまだに貧富の差が大きいなどの社会課題を内包している。

一方、日本では少子高齢化の進展に伴い労働力の不足が顕在化しており、ハイテクな製品製造に欠かせないレアメタル・レアアースは特定の国からの供給に頼っていることから、国際情勢の変動に影響を受けないサプライチェーンの構築が課題となっている。

このような認識の下で、当社の設立当初から、両国間の情報の橋渡しや貿易に関する相談、投資に関するアドバイスなどにニーズがあると考え、実績を積んでいる。具体的には、日系企業がベトナムで会社を設立する場合に必要な、出資金額、定款資本金、事業内容、投資実施場所、人材採用計画、環境対策、プロジェクト設計、建設等の経営に関する計画の取りまとめについての多くのノウハウを蓄積しているのである。このため当社はベトナムにおける投資の最初のステップである投資登録証明

書<sup>3</sup>（IRC）発給の支援、続いて日本における法人設立登記に該当する企業登録証明書<sup>4</sup>（ERC）の発給支援までを単独で支援することが可能である。

当社では、日本とベトナムの企業による経済交流がさらに活発化すれば、両国の社会課題の解決につながるのではないかと考えており、太陽光発電事業とともに今後も注力していく方針である。

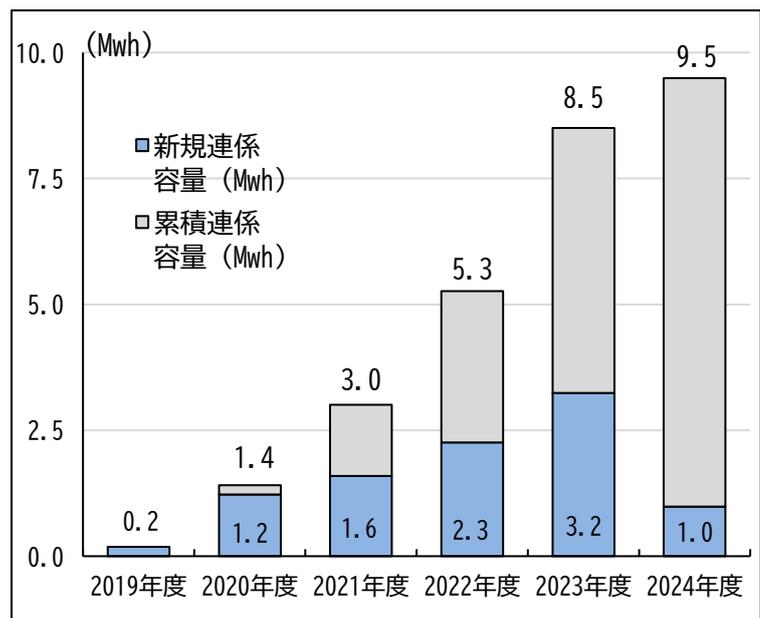
## 2-3 社会経済・自然環境面での活動

### （1）再エネ発電設備の設置

当社が設立以来で設置した太陽光発電設備の発電容量（どれだけ発電できるかを示した数値）の合計は下図のとおりであり、2024年8月現在で9.5Mwhに達した。

今後の3か年では、これまでの累計設置数の2倍以上の発電容量の太陽光発電設備を設置する計画としている。通信会社のアンテナやデータセンターのバックアップ電源の確保や2022年頃からのエネルギー価格の上昇などから、産業用電力を再エネで賄おうとする動きが依然として活発であり、太陽光発電の需要は堅調である。

今後も再エネ発電の普及によるCO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していくものとしている。



（出典：当社提供資料から当研究所が作成）

## 2-4 自然環境面での活動

### （1）リサイクルを前提とした太陽光発電設備の企画・設計

当社では、再エネによる発電とはいえ、廃棄されるときにリサイクルが困難である材料が使われている太陽光発電パネルは使用すべきではないとの認識から、ほぼ100%のリサイクルが可能なシリコン系太陽光発電パネルを一貫して採用している。

一方で、化合物系太陽光発電パネルには、Cu（銅）、In（インジウム）、Ga（ガリウム）などの化合物が使用されており、毒性があるCd（カドミウム）、Se（セレン）、を含んでいるものも生産されている。しかし、これらの化合物系太陽光発電パネルは、製造コストが非常に安いことが特徴の一つであ

<sup>3</sup> 投資登録証明書（Investment Registration Certificate = IRC）：ベトナムにとっての外資系企業のみ課される手続きであり、外資系企業が、社会主義国のベトナムで円滑に事業を行う上で重要なプロセス。計画投資局、または工業団地等が発給する。

<sup>4</sup> 企業登録証明書（Enterprise Registration Certificate = ERC）：ERCは日本の登記事項証明書と同じ意味を持つ証明書であり、発給を受けることは日本国の法人設立登記に類した手続きである。省・中央直轄市の計画投資省に属する経営登録室が発給する。

り、現在の技術ではシリコン系太陽光発電パネルと比較すると、一長一短であるのが実情である。

当社では、これらの技術進歩について常に情報を得ながら、最適な太陽光発電パネルを採用していくが、今後も自然環境や人体への影響がないと認められない製品は使わない方針としている。ゆえに、シリコン系太陽光発電パネルの使用も継続するとともに、将来的にリサイクル・リユースの容易性と経済性が両立できるようになり、他の素材を使用した太陽光発電パネルを提案する場合には、設置者に対して適切な情報提供を行う方針としている。

素材		発電効率	発電効率	コスト	耐高温性	備考
シリコン系	単結晶	~20%	◎	△	△	最も歴史があり各国で生産されている。
	多結晶	~15%	○	○	△	端材・規格外のシリコンを利用するので比較的lowコスト
	アモルファスシリコン	~10%	△	○	○	多結晶よりもさらに低コスト
	ハイブリット	~21%	◎	-	○	単結晶とアモルファスシリコンを組み合わせたもの
化合物系	CIS	~14%	○	◎	◎	薄く作ることができ、影の影響を受けにくい。
	CdTe	~15%	○	◎	◎	カドミウム・レアアース (te) を使用する。アメリカでの生産のみ

(出典：当社からのヒアリングを基に web サイト等から当研究所が作成)

太陽光発電パネルの材料となるシリコンの価格は半導体の需要によって大きく変動し、地政学的情勢の変化なども重なって 2022 年の日本ではシリコンの不足が発生した。一方で、シリコン系太陽光発電パネルは、日本のほとんどの産業廃棄物中間処理施設において 2024 年の現在でもほぼ 100% のリサイクルが可能ではあるが、処理コストが優先されて最終的には埋め立て処分されているケースもあると見聞される。

当社では、こうした矛盾とリサイクルに関する課題を解決するため、ベトナムの企業との連携を進めている。具体的には、効率的かつ経済的なリサイクルシステムを有するベトナムの企業の日本への誘致である。日本国内でのリサイクル事業への参入は外国企業にとってハードルも高いため、当社が日本の企業との橋渡し役となり、日本での太陽光発電パネルのリサイクルと資源の効率化を図ろうとする事業であり、今後の 3 年間で日本国内での試験的リサイクルを開始したいと考えている。

## (2) 伐採を行わない開発

太陽光発電設備を設置する立地の選定については、当社の基準として樹木の伐採を行わなくてもよい場所を選定している。これは、再生可能エネルギーを生み出すために、既存の森林を大規模に伐採するのは好ましくないと考えているからである。

工事の支障になる少数の樹木を除き、原則的に伐採を行わない施設の企画・設計・設置を旨としている。

### 3. 包括的分析

#### 3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、当社の経営コンサルティング事業、建築およびエンジニアリング活動および関連技術コンサルティング事業について網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「住居」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「資源強度」が、ネガティブ・インパクトとして「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」、「廃棄物」が抽出された。

#### 3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

当社の個別要因を加味して、当社のインパクトエリア/トピックを特定した。

その結果、ポジティブ・インパクトでは、太陽光発電設備の設置推進は「気候の安定性」を、シリコン系太陽光発電パネルを 100%使用するなど廃棄物のリサイクルに努めていることから「廃棄物」を追加した。また、当社には住宅に関する事業分野はないことから、「住居」を削除した。

また、経営コンサルティング活動において、民間企業の日本・ベトナム間の経済・人的交流の促進を図るため、人種・性別や年齢にかかわらず従業員の採用を行っており、社員の半数は外国にルーツを持つ社員であることなど、多様な人材が活躍できる環境が整備されている。このためネガティブ・インパクトでは「ジェンダー平等」、「民族・人種平等」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」に関連する事項は存在しないことから削除した。

#### 3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

当社のサステナビリティのうち、ポジティブ面のインパクトは、今後、従業員を増加させていく取組は「雇用」に、日本・ベトナム両国の社会課題を解決するためのビジネス・マッチング支援は「零細・中小企業の繁栄」に、データ通信施設を中心とした太陽光発電設備の設置促進は「インフラ」、「気候の安定性」に、ソーラー・シェアリングを活用した太陽光発電設備の設置は農地の耕作放棄の防止を図り周辺における生物の生息環境を保全することから「生物種」、「生息地」に貢献している。また、リサイクル技術を有した海外企業を日本へ誘致し、廃太陽光発電パネルを各種製品の素材として効率的なリサイクルを実現しようとする活動は、ポジティブ面のインパクトとして「資源強度」、「廃棄物」に貢献すると評価される。

一方、ネガティブ面においては、将来の多様な人材の確保と従業員保護にかかる労働日数の削減は「健康および安全性」、「社会的保護」に貢献している。

#### 3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、当社のサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、当社が社会・環境・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける社会・環境・経済

に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果】

	インパクトエリア	インパクトトピック	既定値		修正値	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会面	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性					
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用				
		賃金				
社会的保護						
平等と正義	ジェンダー平等					
	民族・人種平等					
	年齢差別					
	その他の社会的弱者					
社会経済面	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄				
	インフラ					
経済収束						
自然環境面	気候の安定性					
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壌				
		生物種				
		生息地				
	サーキュラリティ	資源強度				
廃棄物						

## 4. KPI の設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、当社の経営の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。なお、当社では、平均よりも高い賃金を支給し、2024 年 4 月にも賃上げを実施していることから、「賃金」については KPI を設定しない。

### 4-1 社会面

インパクトレーダーとの関連性	雇用
インパクトの別	ポジティブ・インパクト
テーマ	従業員の増加
取組内容	今後も多様な人材を一切の差別なく雇用し、従業員数を増加させる。
SDGs	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 
KPI (指標と目標)	2027 年 3 月までに従業員を 4 人増加させる。

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性、社会的保護
インパクトの別	ネガティブ・インパクト
テーマ	週休三日制の一部導入による労働日数の削減
取組内容	今後も多様な人材を差別なく雇用し、様々な背景を持つ従業員であっても安心して働ける労働環境を整えるため、年間の休日を増加させる。
SDGs	<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。</p>  <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> 
KPI (指標と目標)	2025年度は業務の見直し等を進め、2026年度から隔月で月1回の週休3日を実施する。2027年度は前年度以上の休日を設定する。

#### 4-2 社会経済面

インパクトレーダーとの関連性	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクト
テーマ	日本・ベトナム両国の経済交流の促進
取組内容	日本・ベトナム両国の社会課題を解決するためのベトナムへの投資支援、日本・ベトナムの民間企業間での技術提携契約締結の支援を行う
SDGs との関連性	<p>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。</p> 
KPI (指標と目標)	2027年3月までに日本企業のベトナムにおける IRC または ERC の登録までの支援を 1 社以上、ベトナム企業と日本企業との技術提携等のビジネス契約締結の支援を 1 件以上、成約させる。

4-3 社会経済・自然環境面

インパクトリーダーとの関連性	インフラ、気候の安定性
インパクトの別	ポジティブ・インパクト
テーマ	太陽光発電設備の設置促進
取組内容	データ通信施設の自主電源を中心に太陽光発電設備の建設を進め、CO <sub>2</sub> 発生の抑制を進めるとともに、災害時でも通信インフラが電源を確保できるようにする。また、農地の荒廃を防ぎ自然環境を維持するための手段として、農家向けに太陽光発電（ソーラー・シェアリング）設備の設置を促進する。
SDGs との関連性	<p>7.1 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>  <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。</p>  <p>15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> 
KPI（指標と目標）	2027 年 3 月までに、合計で 22Mwh 以上の太陽光発電設備を建設する。うち、3 件合計で 1.5Mw 以上はソーラー・シェアリングを活用した発電設備の建設を行うものとする。

4-4 自然環境面

インパクトレーダーとの関連性	資源強度、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクト
テーマ	太陽光発電パネルのリサイクル推進
取組内容	太陽光発電パネルのリサイクルに関する技術を保有する海外企業を日本へ誘致し、将来の廃棄物処理への対応を開始する。
SDGs との関連性	<p>7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>  <p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> 
KPI (指標と目標)	2027 年 3 月までに日本国内において、誘致した企業による太陽光発電パネルのリサイクルの試験運転を開始する。

## 5. マネジメント体制

最高責任者	代表取締役 鈴木勝彦氏
実行責任者 兼プロジェクトリーダー	稜下マノズ

## 6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、浜松磐田信用金庫と当社の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年 1 回実施するほか、日ごろの情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

浜松磐田信用金庫は、KPI の達成に必要な資金及びその他のリソースの提供、浜松磐田信用金庫が持つネットワークから外部の資源ともマッチングすることで KPI の達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI については、達成後もその水準を維持しているか確認し、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、浜松磐田信用金庫と当社が協議の上、再設定を検討する。

以上

### 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、一般財団法人しんきん経済研究所（以下、しんきん経済研究所）が、浜松磐田信用金庫から委託を受けて実施したもので、しんきん経済研究所が浜松磐田信用金庫に対して提出するものです。
2. しんきん経済研究所は、依頼者である浜松磐田信用金庫及び浜松磐田信用金庫がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する Hyperion Tokyo から供与された情報と、しんきん経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）」に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>

一般財団法人しんきん経済研究所  
担当者名 森 達也

〒432-8036

静岡県浜松市中央区東伊場二丁目7番1号

浜松商工会議所会館5階

TEL：053-452-1510 FAX：053-401-6511

## 第三者意見書

2024年9月30日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 Hyperion Tokyo に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：浜松いわた信用金庫

評価者：一般財団法人しんきん経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、浜松いわた信用金庫が株式会社 Hyperion Tokyo (「Hyperion Tokyo」) に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) について、一般財団法人しんきん経済研究所 (「しんきん経済研究所」) による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱 (環境・社会・経済) に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ (PIF イニシアティブ) を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。浜松いわた信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、しんきん経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所にそれを提示している。なお、浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC (国際金融公社) の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにお

ける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所は、本ファイナンスを通じ、Hyperion Tokyo の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、Hyperion Tokyo がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

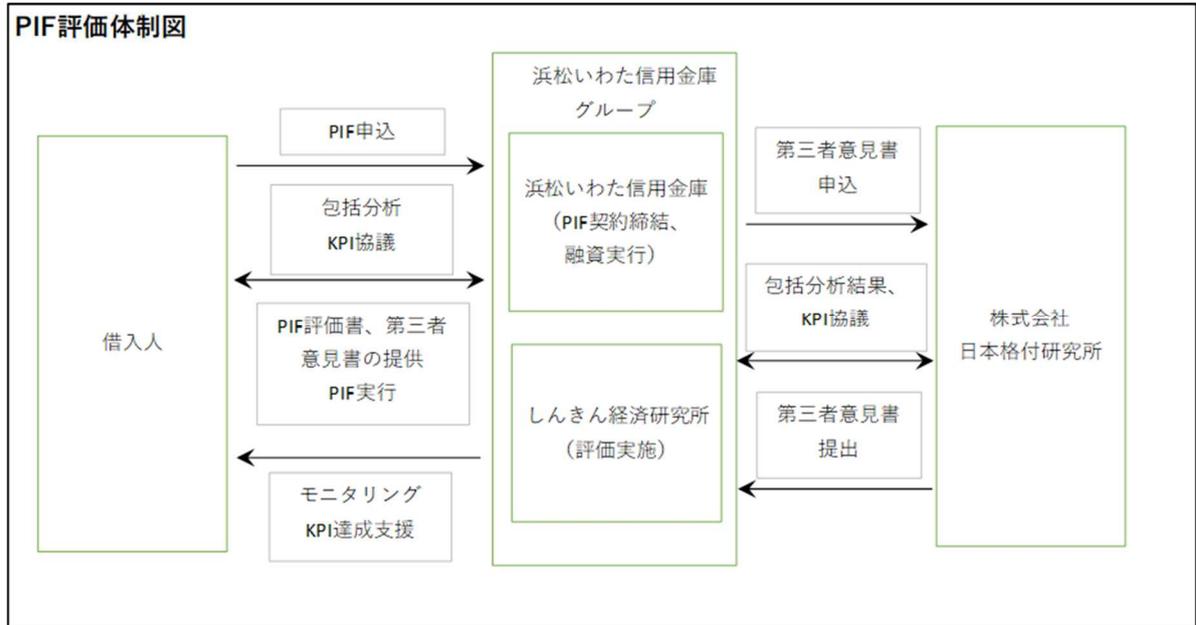
JCR は、浜松いわた信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：浜松いわた信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、浜松いわた信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、浜松いわた信用金庫からの委託を受けて、しんきん経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全てしんきん経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。



### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、しんきん経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である Hyperion Tokyo から貸付人である浜松いわた信用金庫及び評価者であるしんきん経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル